

平成29年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について

平成29年度 第1回
地方独立行政法人会計基準等研究会

総務省

平成29年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について

平成29年6月に公布された「地方自治法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第54号)を踏まえ、地方独立行政法人会計基準等について、下記の点に関して所要の改訂を行うもの。

- 1 申請等関係事務処理法人の創設
- 2 設立団体の数の変更に伴う措置
- 3 地方独立行政法人の適正な業務の確保

※ 改訂の全体量を考慮し、2回に分けて改訂を行うこととし、「公布日から起算して6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日」から準備行為が可能となる1及び2について、先に改訂を行う。

| | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1 申請等関係事務処理法人の創設を踏まえた改訂 | |
| ① | 単年度目標管理関係 |
| ② | 窓口関連業務に係る手数料の取扱い関係 |
| ③ | 児童手当の財源等の政策的経費と運営費交付金の区分関係 |
| ④ | 関係市町村の申請等関係事務を行う場合の区分経理関係 |
| 2 設立団体の数の変更に伴う措置を踏まえた改訂 | |
| ① | 設立団体の数の増加をする場合の会計処理関係 |
| ② | 設立団体の数の減少をする場合の会計処理関係 |

<今後のスケジュール>

10月18日 地方独立行政法人会計基準等研究会を開催【1及び2関係】

12月上旬 地方独立行政法人会計基準及び注解の告示・施行【1及び2関係】 ※改正法に係る政省令等も同時期に公布・施行

2月上旬～下旬 地方独立行政法人会計基準等研究会を開催【3関係】

3月下旬 地方独立行政法人会計基準及び注解の告示・施行【3関係】

※Q&Aは会計基準告示後に1～3関係をまとめて、日本公認会計士協会との調整を経て公表

平成29年 地方独立行政法人法の改正概要

1 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加

H30.4.1施行

市町村の窓口関連業務における外部資源活用の課題

- ・一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難
- ・町村部等の小規模自治体では、事務量が少なく単独での委託先の確保が困難

(現行制度上の、住民異動窓口(転入届の受付かつ住民票の写しの交付)における業務フロー図)



外部資源活用の新たな選択肢として、地方独立行政法人に窓口関連業務を行わせることができることとする

- 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」(転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務のうち定型的なもの)を追加
- 申請等関係事務処理法人による窓口関連業務に対し、市町村がきめ細かく関与するため、情報提供・指導助言、報告徴収・立入検査、監督命令、停止命令及び直接執行を新たに規定する。
- 申請等関係事務処理法人は、その業務を市町村又は市町村の長その他の執行機関の名において行い、当該市町村の長その他の執行機関が当該申請等関係事務を処理したものであるものとしての効力を有することとする。
- 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した申請等関係事務処理法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることが可能

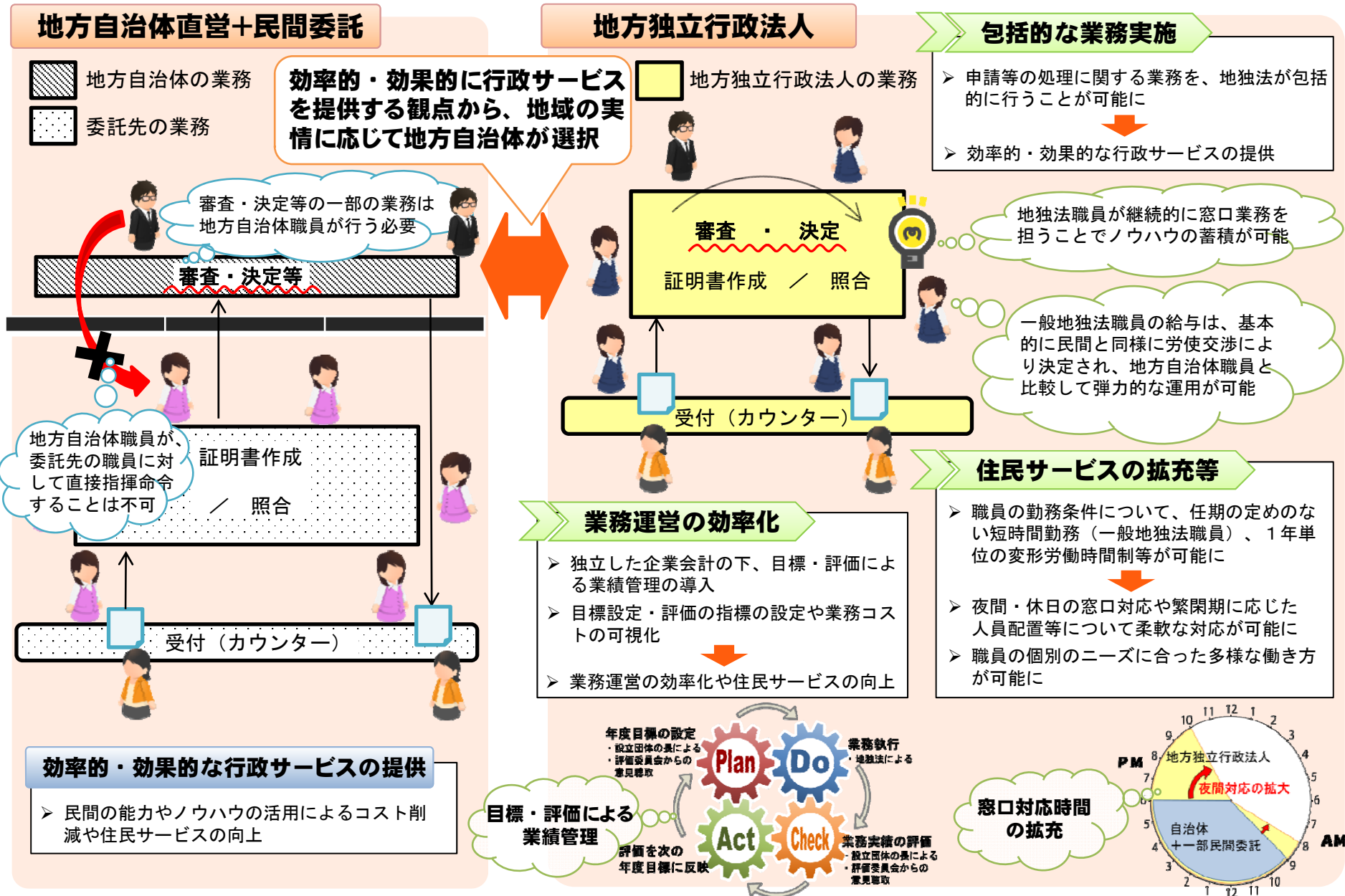
2 地方独立行政法人における適正な業務の確保

(国の独立行政法人制度改革(平成26年度)等を踏まえた改正)

H30.4.1施行
(一部H32.4.1施行)

- PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
 - ・評価者を評価委員会から設立団体の長に変更(公立大学法人を除く)・中期目標の具体化・地独法に評価結果の反映等の義務付け 等
- 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入
 - <内部統制体制の整備>
 - ・業務方法書における内部統制体制の整備に関する事項の記載 等
 - <監事・会計監査人の機能強化>
 - ・監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務の明確化 等
 - <設立団体の長からのガバナンス強化>
 - ・設立団体の長による著しく不適正な業務運営等に対する是正・業務改善命令等

申請等関係事務処理法人の活用イメージ



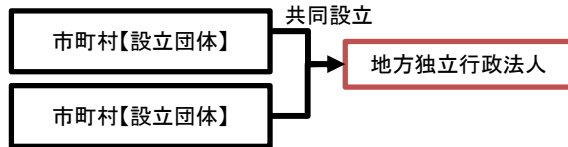
申請等関係事務処理法人が行う窓口関連業務の内容

- ① 戸籍法による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ② 墓地、埋葬等に関する法律による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ③ 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑤ 地方税法による証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑥ 狂犬病予防法による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑦ 道路運送車両法による臨時運行の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑧ 出入国管理及び難民認定法による中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑨ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務(当該支給を除く。)であって総務省令で定めるもの
- ⑩ 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務(当該支給及び免除を除く。)であって総務省令で定めるもの
- ⑪ 母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務(当該給付及び支給を除く。)であって総務省令で定めるもの
- ⑫ 住民基本台帳法による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務(住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。)であって総務省令で定めるもの
- ⑬ 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑭ 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務(当該支給を除く。)であって総務省令で定めるもの
- ⑮ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑯ 介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑰ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑱ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑲ 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ⑳ 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- ㉑ 上記のほか、政令で定める事務
- ㉒ 上記のほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの
- ㉓ 上記に掲げる事務に係る地方自治法第227条の規定による手数料の徴収
- ㉔ ①から㉒までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第2条第3号に規定する申請に対する同条第2号に規定する処分に関して行政庁が行うこととされている事務であって総務省令で定めるもの

複数市町村による地方独立行政法人の共同活用の新たな仕組み

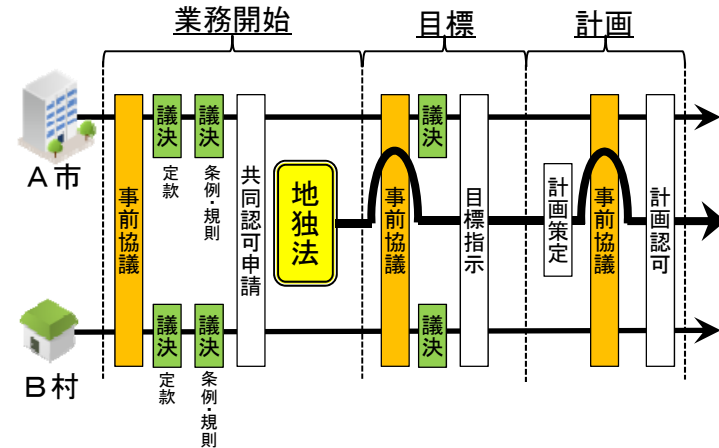
現状と課題

- 現行制度上、複数の地方公共団体が設立団体として地方独立行政法人を「共同設立」し、活用することは可能。



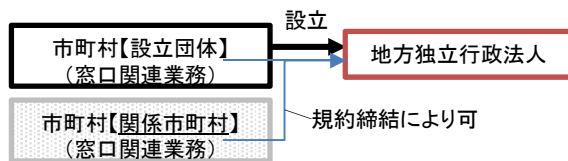
- しかしながら、設立団体間の事前協議が煩雑であり、また、ガバナンスが複雑化する等の課題。
(設立時に共同認可申請が必要、設立後も理事長・監事の任命、中期目標作成、中期計画認可等を設立団体の長が協議して定める必要)

【A市・B村の共同設立の場合】

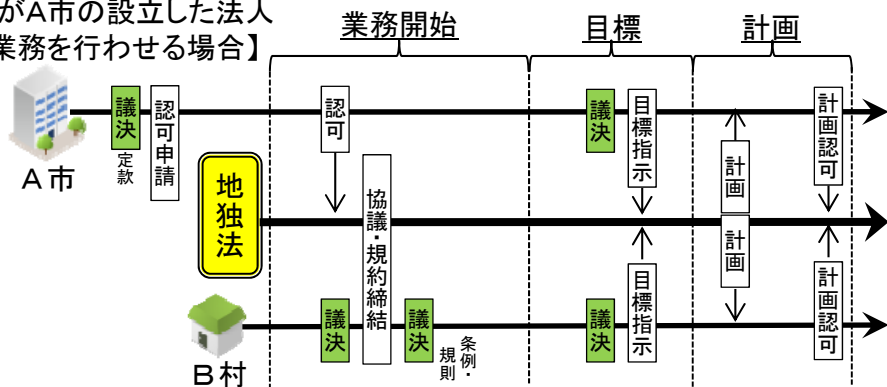


改正内容

- 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した地方独立行政法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることを可能とする新たな共同活用の仕組みを整備する。



【B村がA市の設立した法人に業務を行わせる場合】



効果

- 市町村は単独では業務量が少ないため外部資源の活用が困難であっても、連携中枢都市等が設立した法人を活用することが容易になる。
- 地方独立行政法人にとっても、複数市町村の窓口業務を容易に受けられるようになることによって、適切な業務量を確保し、業務の効率化を図ることが可能になる。
- 複数市町村の窓口業務を一括して地方独立行政法人が行うことによって、事務フローの標準化、クラウドの活用等、業務改革が進む契機となる。

1. 申請等関係事務処理法人の創設を踏まえた改訂

1. 論点①(単年度目標管理関係)

- ・ 申請等関係事務処理法人は、中期目標ではなく、事業年度ごとの目標（年度目標）に従って業務を行う。

2. 会計基準等の改訂要否（→ **改訂が必要か**）

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ・ 通常、中期目標の期間の最後の事業年度に行う処理について、申請等関係事務処理法人においては、毎事業年度行うことを明確化（会計基準第69及び第79等）
 - ・ 「中期目標」及び「中期計画」とされている箇所のうち、申請等関係事務処理法人には適用されない目的積立金に係る部分等を除き、申請等関係事務処理法人における年度目標（又は関係市町村年度目標）及び事業計画（又は関係市町村事業計画）を併せて解釈すべき点について、「中期目標『等』」及び「中期計画『等』」と記載（注解6及び注解26等）（減損基準第3等）
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

1. 申請等関係事務処理法人の創設を踏まえた改訂

1. 論点②(窓口関連業務に係る手数料の取扱い関係)

- ・ 申請等関係事務処理法人は、申請等関係事務に伴う手数料を利用者から徴収する。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ **改訂が必要か**)

○ 以下の点について改訂が必要か。

- ・ 申請等関係事務に伴う手数料に係る預り金であることを明確化する観点から、「預り手数料」という流動負債科目を創設し、計上及び取崩し（①設立団体又は関係市町村に納付する場合、②条例で定めるところにより法人の収入とする場合）の際の処理について記載（会計基準第16, 第55, 第57及び第85）

1. 申請等関係事務処理法人の創設を踏まえた改訂

1. 論点③(児童手当の財源等の政策的経費と運営費交付金の区分関係)

- ・ 申請等関係事務処理法人は、児童手当の財源等を設立団体等から受領し、受給者に給付することが可能。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ **改訂が必要か**)

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ・ 児童手当法に基づく特定の政策に係る預り金であることを明確化する観点から、「預り手当財源等」という流動負債科目を創設
 - ・ 設立団体等から児童手当の財源等を受領したときは、流動負債の預かり手当財源等に計上
(会計基準第16, 第55, 第57及び第86)

1. 申請等関係事務処理法人の創設を踏まえた改訂

1. 論点④(関係市町村の申請等関係事務を行う場合の区分経理関係)

- ・市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した申請等関係事務処理法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行わせることを可能。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ **改訂が必要か**)

○ 以下の点について改訂が必要か。

- ・申請等関係事務処理法人の設立団体と、規約を締結した市町村（関係市町村）との経理の区分を明確化する観点から、法人単位の財務諸表に加え、設立団体及び関係市町村ごとに勘定別の財務諸表を作成することとし、その際の基準を記載
(会計基準第98, 第99, 第100, 第101及び102並びに注解68, 69, 70及び71
⇒「第12節 区分経理の会計処理」を新設)

2. 設立団体の数の変更に伴う措置を踏まえた改訂

1. 論点①(設立団体の数が増加する場合の会計処理関係)

- ・ 設立団体の数が増加した場合、加入する設立団体より権利及び義務の承継が行われる。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ **改訂が必要か**)

○ 以下の点について改訂が必要か。

①加入する設立団体の概要

②加入する設立団体より受け入れた資産及び負債の内訳及び金額、資本金額

について、合併に係る注記に準拠した注記を記載

(会計基準第103及び第106 ⇒「第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理」を新設)

(会計基準【公営企業型】第100及び第103 ⇒「第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理」を新設)

○ あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

2. 設立団体の数の変更に伴う措置を踏まえた改訂

1. 論点②(設立団体の数が減少する場合の会計処理関係)

- ・ 設立団体の数が減少した場合、脱退する設立団体に係る財産の処分が行われる。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ **改訂が必要か**)

- 以下の点について改訂が必要か。
 - ①脱退する設立団体の概要について、注記を記載
(会計基準第105及び第106 ⇒「第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理」を新設)
 - ②不要財産納付に準じて会計処理を行う旨を記載
(会計基準第104及び第106 ⇒「第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理」を新設)
(会計基準【公営企業型】第101, 第102及び第103⇒「第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理」を新設)
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。